

各通所介護事業所等の設備を利用した
「宿泊サービス」提供事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

各通所介護事業所等の設備を利用した「宿泊サービス」提供事業所における新型コロナウイルス感染症の
対応等の更なる徹底について（周知徹底）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスについて、**本県において、オミクロン株による感染がこれまでにないスピードで急拡大し、連日新規感染者が 400 人を超え、介護事業所職員の感染やクラスターが連日発生しています。**

今般、県内の標記宿泊サービスを提供する通所介護事業所において、夜間等にサービスを受けている利用者及び職員に多くの感染者が発生する事例がありました。

オミクロン株は、感染力が非常に強く、潜伏期間が短いため、感染が一旦施設等内に入ると短期間で一気に広がります。

標記事業所においては、抵抗力が低下している高齢者が利用しているという認識を持っていただき、施設等内での集団感染を確実に防ぐため、衛生環境を改めて確認いただくとともに、職員、利用者一人ひとりが気を緩めることなく、危機意識を持ち、下記の感染防止対策の徹底をお願いします。

また、**無症状の方で、感染に不安を感じる方等は、県内の検査を実施している薬局等で PCR 検査等を無料で受けられます。**（令和 4 年 2 月 28 日まで無料、詳細は下記県ホームページ）なお、**少しでも咳やのどの痛み等風邪に近い症状があれば、この無料検査ではなく、クリニック等を受診してください。**

記

1. 特に徹底をお願いする感染防止対策

- 不要不急の外出を控える**など「**県民の皆様へのお願い**」事項の徹底
- 基本的な感染予防対策（サービス提供中の 3 密(密集・密接・密閉)回避、マスク着用・手洗い・手指消毒・換気等）**の徹底
- 同居家族からの感染を防ぐ対策**の徹底
- 少しでも発熱、咳やのどの痛み等の 風邪に近い症状 があれば、絶対に出勤せず、直ちにクリニックを受診する。家族に発熱等の症状があれば出勤を控える。**
- 入所者に症状がある・感染者が発生すれば、個室管理等の隔離等を行うとともに、職員は早期に受診するなど、感染が拡大・広がらないようにする。**
- ワクチン 2 回接種後も、ワクチンを過信せず、気を緩めず、基本的な感染予防対策を徹底**
- 衛生管理の徹底**

2. 和歌山県及び厚生労働省等からの通知（URL 等参照）

(1) 県民の皆様へのお願い（和歌山県ホームページ 令和4年1月25日）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00209436.html>

(2) PCR検査等無料化事業 実施拠点一覧等（和歌山県ホームページ 令和4年1月31日時点（随時更新））

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00209126.html>

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令和4年1月5日付け厚生労働省事務連絡 1月28日一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf>

(4) 高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）の速やかな実施について（令和4年1月28日付け厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889602.pdf>

(5) 高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について（令和4年1月20日付け厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000885787.pdf>

県介護サービス指導室

TEL : 073-441-2527（直通）